

別紙

執行抗告状

抗告の趣旨

原決定を取り消し引渡命令の申し立てを却下とする裁判を求める

抗告の理由

原審がなした不動産引渡命令は違法である、なぜならば抗告人は差押えの効力発生前からもと所有者との間の賃借権により本件物件を占有しているもので、前記賃借権が短期賃貸借であつて、其の期間が差押え後経過したときも、もと所有者において賃貸借契約の更新を拒絶した事実も認められないからもと所有者に対しては期間が更新されたものとして前記賃貸借を主張し得るものといわざるを得ず、前記期間の更新を買受人たる相手方には対抗し得ないとしても抗告人は民事執行法八三条一項本文にいう「差押えの効力発生前から権原によ

り本件物件を占有している者」に当たる。よつて原決定は違法であつて申立を却下すべきである。なを同じ事案として短期賃借権者に対する引渡命令の申し立てを却下した事例

〔大阪高裁昭和五九年（ラ）第二五六号〕

〔大阪高裁昭和五九年（ラ）第二〇五号〕

がある。